

新旧対照表（千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。</p> <p>ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以下の場合 100メートル</p> <p>イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える場合 床面積の数値(単位は、平方メートルとする。)に10分の1を乗じて得た数値(単位は、メートルとする。)</p> <p>(8) 協議関係課等 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所管部署として市長が別に定めるものをいう。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第3条</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 事業主は、第6条第1項及び第2項の規定による説明により、近隣関係住民等から理解を得た内容を反映した遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。</p> <p>(遺体保管所等設置計画の届出)</p> <p>第4条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第1項の</p>	<p>千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に建築物を占有する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。</p> <p>ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以下の場合 100メートル</p> <p>イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える場合 床面積の数値(単位は、平方メートルとする。)に10分の1を乗じて得た数値(単位は、メートルとする。)</p> <p>(8) 協議関係課 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所管部署として市長が別に定めるものをいう。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第3条</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 事業主は、第6条第1項の規定による説明により、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>(遺体保管所等設置及び維持管理計画の届出)</p> <p>第4条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第1項の</p>

規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画（当該遺体保管所等を設置しようとする敷地に既に遺体保管所等が設置されているときは、当該既に設置されている遺体保管所等に係る事業計画を含む。以下同じ。）を遺体保管所等設置計画届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の遺体保管所等設置計画届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 千葉県都市図、第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した図面及び遺体保管所等の用に供する部分の床面積の求積図
- (2) 配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- (3) 遺体保管所等に関する維持管理計画書（様式第2号）
- (4) 遺体保管所等維持管理責任者選任(変更)届・誓約書（様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、協議関係課等の意見をまとめたうえ、事業主に対し、意見の有無及び意見がある場合はその意見を意見書（様式第4号）により通知するものとする。

4 事業主は、前項の意見書により意見を受けたときは、当該意見について検討し、その結果を回答書（様式第5号）により速やかに回答するものとする。

（標識の設置）

第5条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の60日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（様式第6号）を設置するものとする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定により設置した標識は、建築基準法第89条第1項に規定する表示をする日又は第7条の規定により設置完了報告書を届け出た日のいずれか遅い日まで設置するものとする。

3 事業主は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画（当該遺体保管所等を設置しようとする敷地に既に遺体保管所等が設置されているときは、当該既に設置されている遺体保管所等に係る事業計画を含む。以下同じ。）を遺体保管所等設置及び維持管理計画届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の遺体保管所等設置及び維持管理計画届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 千葉県都市図、第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図
- (2) 配置図、各階平面図及び立面図
- (3) 遺体保管所等の敷地及びその付近の写真
- (4) 遺体保管所等維持管理責任者選任(変更)届・誓約書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 事業者は、第1項の規定による届出後、速やかに遺体保管所等の設置、管理及び運営に関して、協議関係課との協議を行わなければならない。

4 事業者は、前項の協議が終了したときは、速やかに関係課協議結果報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（標識の設置）

第5条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の60日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（様式第4号）を設置し、同条第3項の届出書を提出するものとする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定により設置した標識は、第9条の規定により設置完了報告書を届け出た日まで設置するものとする。

3 事業主は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

(近隣関係住民等への説明)

第6条 事業主は、前条第1項の規定により標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に掲げる事項について説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項により説明した、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に掲げる事項を変更したときは、近隣関係住民等に対し、その旨を説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 事業主は、前2項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を説明等報告書(様式第8号)により市長に報告するものとする。

4 前項の規定は、事業主の近隣関係住民等への説明の継続を妨げるものではない。

5 前4項の規定は、事業主と近隣関係住民等との協議等を妨げるものではない。

(遺体保管所等の設置完了の届出)

第7条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置が完了したときは、速やかにその旨を設置完了報告書(様式第9号)により市長に届け出るものとする。

(計画変更及び事業主変更)

第8条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置に関する事業計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかにその旨を変更届(様式第10号)により市長に届け出るものとする。

2 [略]

3 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは転貸する場合は、この要綱に基づき届け出た事項及

(近隣関係住民等への説明)

第6条 事業主は、前条第1項の規定により標識を設置した日以降に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画について、要領で定める事項を戸別訪問又は説明会の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

[削除(施行要領に明記)]

2 事業主は、前項の規定により説明を行ったときは、前条第3項の届出書を市長に提出した日から起算して10日を経過した日以降で、かつ、前条第1項各号に掲げる手続きをしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の20日前までにその内容を説明等報告書(様式第6号)により市長に報告するものとする。

3 同条の規定は、事業主の近隣関係住民等への説明の継続及び協議等を妨げるものではない。

[削除(第8条に明記)]

(計画変更)

第7条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置に関する事業計画を変更しようとするときは、速やかにその旨を変更届(様式第7号)により市長に届け出るものとする。

2 [略]

[削除(第9条に明記)]

<p>び近隣関係住民等へ説明した内容について、譲受人又は賃借人に十分に説明し、当該譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。</p> <p>[新設（第7条から移動）]</p> <p>[新設（第8条第3項から移動）]</p> <p><u>第9条～第11条</u> [略]</p>	<p>(遺体保管所等の設置完了の届出)</p> <p><u>第8条</u> 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置が完了したときは、速やかにその旨を設置完了報告書（<u>様式第8号</u>）により市長に届け出るものとする。</p> <p><u>(譲渡、賃貸及び転貸の際の遵守事項)</u></p> <p><u>第9条</u> 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは転貸する場合は、この要綱に基づき届け出た事項及び近隣関係住民等へ説明した内容について、譲受人又は賃借人に十分に説明し、当該譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。</p> <p><u>第10条～第12条</u> [略]</p>
--	--

(第一面)

遺体保管所等設置計画書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
遺体保管所等の内容	<input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> エンバーミング等を行う施設 <input type="checkbox"/> その他()		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途()		
建 築 物 の 概 要	敷地面積	m ²	構 造 造
	建築面積	m ²	階 数 地上 階・地下 階
	延べ面積	m ²	高 さ m
遺体保管所等の概要	遺体保管所等の床面積	m ²	遺体保管所等部分 地上 階・地下 階
	工事着手予定	年 月 日	工事完了予定 (設置予定) 年 月 日
	標識設置予定	年 月 日	説明会実施予定 年 月 日
問合せ先	住 所		
	氏 名	電話 ()	
	担当者名		
【添付書類】			
<input type="checkbox"/> 千葉市都市図 <input type="checkbox"/> 要綱第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した図面 <input type="checkbox"/> 遺体保管所等の用に供する部分の床面積の求積図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 遺体保管所等に関する維持管理計画書 <input type="checkbox"/> 遺体保管所等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(第一面)

遺体保管所等設置 及び維持管理 計画 届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
遺体保管所等の内容	<input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> エンバーミング等を行う施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途()		
建 築 物 の 概 要	敷地面積	m ²	構 造 造
	建築面積	m ²	階 数 地上 階・地下 階
	延べ面積	m ²	高 さ m
<u>工 事 着 手 予 定</u>	<u>年 月 日</u>		
<u>工 事 完 了 予 定 (設 置 予 定)</u>	<u>年 月 日</u>		
問合せ先	住 所		
	氏 名	電話 ()	
	担当者名		
【添付書類】			
<input type="checkbox"/> 千葉市都市図 <input type="checkbox"/> 第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した <u>付近状況図</u> <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <u><input type="checkbox"/>遺体保管所等の敷地及びその付近の写真</u> <input type="checkbox"/> 遺体保管所等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(第二面)

遺体保管所等の設置に係る事項

ア 接道に関すること

接道している道路の名称

接道している道路の幅員

m

イ 外壁後退に関すること

ウ 緑化に関すること

エ 駐車場に関すること

設置台数 事業用

台、会葬者用

台

設置台数の算出根拠

オ 遺体搬出入作業車両の駐車場所、作業場所に関すること

カ 景観・広告に関すること

その他

工事中の環境配慮など

(第二面)

遺体保管所等の設置に係る事項

ア 接道に関すること

接道している道路の名称

接道している道路の幅員

m

イ 外壁後退に関すること

ウ 緑化に関すること

エ 駐車場に関すること

設置台数 事業用

台、会葬者用

台

設置台数の算出根拠

オ 遺体搬出入作業車両の駐車場所、作業場所に関すること

カ 景観・広告に関すること

その他

工事中の環境配慮など

[新設（内容は様式第2号と同一）]

(第三面)

遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

ア 遺体の保管に関すること

※遺体安置用冷蔵庫等により適正な保管方法を講じること。

イ 通夜・告別式・花輪の設置に関すること

※葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ 遺体・ひつぎの搬出入における視認に関すること

※遺体又はひつぎが外部から視認されないよう努めること。

エ 防音・防臭対策に関すること

※葬儀等に関する音や線香その他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備面その他で対策を講じること。

※遺体保管所等から発生する音や振動が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。(例：エアコン室外機など)

オ 廃棄物・排水の適正処理に関すること

※遺体保管所等から排出される薬剤や洗浄液について、住環境を損なわないよう規制基準等
を目安とし必要な対策を講じること。

※公共下水道へ排水する際、水質に問題ないことを確認すること。

※排水の放流について、河川、その他の公共用に供している排水施設に接続すること。

※廃棄物は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

カ 交通安全対策に関すること

※葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場
を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等
路上駐車防止策を講じること。

その他

様式第2号（要綱第4条第2項第3号関係）

遺体保管所等に関する維持管理計画書

年 月 日

（あて先）千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱第4条第2項第3号の規定により、管理及び運営について次の事項を遵守します。

1 遺体保管所等の名称

2 遺体保管所等の位置

千葉市 区

3 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

ア 遺体の保管に関すること

※遺体安置用冷蔵庫等により適正な保管方法を講じること。

イ 通夜・告別式・花輪の設置に関すること

※葬場の敷地内で行うこと。

[削除（様式第1号と統合し、第3面に明記）]

ウ 遺体・ひつぎの搬出入における視認に関すること

※遺体又はひつぎが外部から視認されないよう努めること。

エ 防音・防臭対策に関すること

※葬儀等に関する音や線香その他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備面その他で対策を講じること。

※遺体保管所等から発生する音や振動が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。(例：エアコン室外機など)

オ 廃棄物・排水の適正処理に関すること

※遺体保管所等から排出される薬剤や洗浄液について、住環境を損なわないよう規制基準等を目安とし必要な対策を講じること。

※下水道へ排水する際、水質に問題ないことを確認すること。

※排水の放流について、河川、その他の公共用に供している排水施設に接続すること。

※廃棄物は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

カ 交通安全対策に関すること

※葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車防止策を講じること。

その他

遺体保管所等維持管理責任者選任（変更）届

（あて先）千葉市長

年 月 日

事業主 住 所
氏 名
電 話

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱第4条第2項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。
近隣関係住民等との折衝等について、同維持管理責任者が責任を持って対応します。

1 遺体保管所等維持管理責任者

住 所
氏 名
電 話

2 遺体保管所等の概要

名 称
所在地 千葉市 区

誓 約 書

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱第4条第2項第4号の規定により届け出た維持管理計画書に基づき、適正に維持管理することを誓約します。

また、当該遺体保管所等を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与又は転貸する場合は、本誓約書に基づき遵守事項を承継します。

遺体保管所等維持管理責任者 住 所
氏 名 (*)
電 話

(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

注1 この届出は、正・副の2部届け出てください。

2 副本は後日返却しますので、写しとして保管してください。

遺体保管所等維持管理責任者選任（変更）届

（あて先）千葉市長

年 月 日

事業主 住 所
氏 名
電 話

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導致要綱第4条第2項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

近隣関係住民等との折衝等について、同維持管理責任者が責任を持って対応します。

1 遺体保管所等維持管理責任者

住 所
氏 名
電 話

2 遺体保管所等の概要

名 称
所在地 千葉市 区

誓 約 書

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導致要綱第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等設置及び維持管理計画書に基づき、適正に維持管理することを誓約します。

また、当該遺体保管所等を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与又は転貸する場合は、本誓約書に基づき遵守事項を承継します。

遺体保管所等維持管理責任者 住 所
氏 名 (*)

電 話
(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第4号（要綱第4条第3項関係）

[削除]

意見書

年 月 日

事業主 住所
氏名

様

千葉市長

印

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、下記のほか、関係法令及び条例等を遵守し、また、近隣関係住民等への説明も踏まえ、良好な住環境の形成に資するよう努めてください。

記

- 1 遺体保管所等の名称
- 2 遺体保管所等の位置
千葉市 区
- 3 意見の有無
- 4 意見

[新設]

様式第3号（要綱第4条第4項関係）

関係課協議結果報告書

年 月 日

(宛先)千 葉 市 長

事業者 住 所

氏 名

電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項に規定する事項について、協議関係課と協議を行いましたので、同条第4項の規定により、次のとおり報告します。

遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置		千葉市 区	
問 合 せ 先	住 所		
	氏 名	電 話 ()	
	担 当 者		
	協 議 事 項	協 議 結 果	協 議 課 名
遺体保管所等の設置に係る事項 (要綱第3条第1項第1号)	1-ア 接道に関する事 項		
	1-イ 外壁後退に関する 事 項		
	1-ウ 緑化に関する事 項		
	1-エ 駐車場に関する事 項		
	1-オ 搬入口に関する事 項		
	1-カ 景観・広告に関する 事 項		

様式第3号（要綱第4条第4項関係）

協議事項	協議結果	協議課名
2-ア 遺体の保管方法に 関すること		
2-イ 通夜・告別式に関す ること		
2-ウ 遺体・ひつぎの搬入 に関すること		
2-エ 防音・防臭に関す ること		
2-オ 廃棄物・排水の処理 に関すること		
2-カ 交通安全対策に関 すること		
その他		

遺体保管所の管理運営に係る事項（要綱第3条第1項第2号）

様式第5号（要綱第4条第4項関係）

回 答 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 （ ）

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第4項の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 遺体保管所等の名称

2 遺体保管所等の位置
千葉市 区

3 回答

4 問合せ先
住 所
氏 名
電 話
担当者名

[削除]

様式第6号 (要綱第5条第1項関係)

遺体保管所等設置計画のお知らせ				
敷地の地名地番		千葉市区		
建築物の概要	名称			
	遺体保管所等の内容	<input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> エンバーミング等を行う施設 <input type="checkbox"/> その他()		
	敷地面積	m ²	構造	
	建築面積	m ²	階数	地上 階・地下 階
	延べ面積	m ²	高さ	m
	遺体保管所等の床面積	m ²	遺体保管所等の部分の階数	地上 階・地下 階
	工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日(設置予定日)	年 月 日
事業主	住所			
	氏名			
設計者	住所			
	氏名			
工事施工者	住所			
	氏名			
標識設置日	年 月 日			
近隣関係住民等への説明方法 (説明会を実施する場合は、日時と場所を記載)				
意見の申出期限 (申出先：事業主)	年 月 日			
この標識は、千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱第5条第1項の規定に基づき設置したものです。 この設置計画について説明を求められる方は、下記へご連絡ください。				
連絡先	電話	()		
	担当			

備考 この標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

様式第4号 (要綱第5条第1項関係)

遺体保管所等設置計画のお知らせ					
敷地の地名地番		千葉市区			
建築物の概要	名称				
	遺体保管所等の内容	<input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> エンバーミング等を行う施設 <input type="checkbox"/> その他()			
	敷地面積	m ²	構造		
	建築面積	m ²	階数	地上 階・地下 階	
	延べ面積	m ²	高さ	m	
	<u>工事着手予定日</u>	年 月 日			
	<u>工事完了予定日</u> (設置予定日)	年 月 日			
事業主	住所				
	氏名				
設計者	住所				
	氏名				
工事施工者	住所				
	氏名				
標識設置日	年 月 日				
説明方法 (説明会を実施する場合は、日時と場所を記載)					
意見の申出期限 (申出先：事業主)	年 月 日				
この標識は、千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する <u>指導</u> 要綱第5条第1項の規定に基づき設置したものです。 この設置計画について説明を求められる方は、下記へご連絡ください。					
連絡先	電話	()			
	担当				

備考 この標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

様式第7号 (要綱第5条第3項関係)

標 識 設 置 届		年 月 日
(あて先) 千葉市長		
事業主 住 所 氏 名 電 話 ()		
千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		
標 識 設 置 日	年 月 日	
遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置	千葉市 区	
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電 話 ()
	担当者名	
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 標識の設置状況（遠景）及び記載内容（近景）が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 設置場所を明示した図面		
備考		

注 備考欄には、記入しないでください。

様式第5号 (要綱第5条第3項関係)

標 識 設 置 届		年 月 日
(あて先) 千葉市長		
事業主 住 所 氏 名 電 話 ()		
千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指 要 導要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		
標 識 設 置 日	年 月 日	
遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置	千葉市 区	
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電 話 ()
	担当者名	
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 標識の設置状況（遠景）及び記載内容（近景）が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 設置場所を明示した図面		
備考		

注 備考欄には、記入しないでください。

説明等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項及び第2項に規定する事項について、近隣関係住民等への説明を実施したので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置		千葉市 区
説 明 概 要	説明実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> その他()
	説明実施期間 (説明会の場合は日時)	年 月 日 時 分
	説明者氏名	
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	

【添付書類】

- 説明内容及び近隣関係住民等の意見を記録した書類
近隣関係住民等に配布した資料

備考

- 注1 備考欄には、記入しないでください。
2 この報告書は、正・副の2部届け出てください。
3 副本は後日返却しますので、写しとして保管してください。

説明等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導致要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項に規定する事項について、近隣関係住民等への説明を実施したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置		千葉市 区
説 明 概 要	説明実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> その他()
	説明実施期間 (説明会の場合は日時)	年 月 日 時 分
	説明者氏名	
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	

【添付書類】

- 近隣関係住民等に配布した資料
第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図に説明等報告書(第二面)の番号を付番した図面

備考

- 注1 備考欄には、記入しないでください。

様式第9号 (要綱第7条第1項関係)

設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置	千葉市	区
設 置 完 了 日		
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	

備考

注 備考欄には、記入しないでください。

様式第8号 (要綱第8条第1項関係)

設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置	千葉市	区
設 置 完 了 日		
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	

備考

注 備考欄には、記入しないでください。

様式第10号 (要綱第8条第1項関係)

変 更 届			
		年 月 日	
(あて先) 千葉市長			
事業主 住 所			
氏 名			
電 話		()	
千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
問合せ先	住 所		
	氏 名	電 話 ()	
	担当者名		
備考			

- 注1 備考欄には、記入しないでください。
 2 変更の内容及び変更の理由の欄が不足する場合は、別紙を使用してください。
 3 変更に係る内容を示した図面等の書類を添付してください。

様式第7号 (要綱第7条第1項関係)

変 更 届			
		年 月 日	
(あて先) 千葉市長			
事業主 住 所			
氏 名			
電 話		()	
千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する <u>指導</u> 要綱（以下「要綱」という。） <u>第7条</u> 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
問合せ先	住 所		
	氏 名	電 話 ()	
	担当者名		
備考			

- 注1 備考欄には、記入しないでください。
 2 変更の内容及び変更の理由の欄が不足する場合は、別紙を使用してください。
 3 変更に係る内容を示した図面等の書類を添付してください。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。